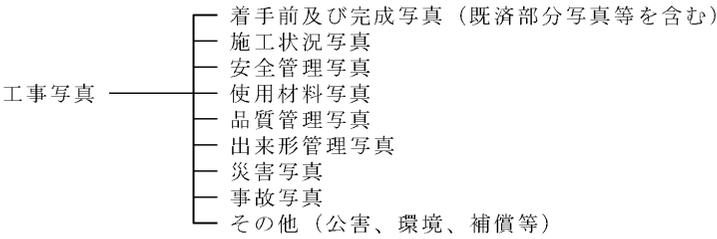
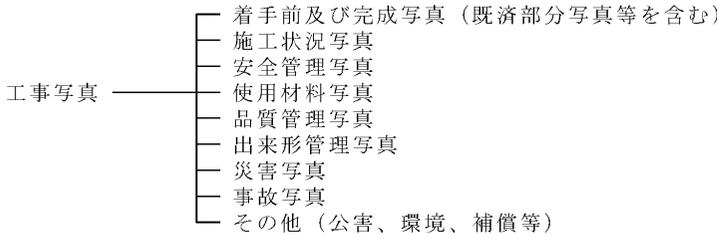


現行（平成 23 年）	改訂（平成 25 年 10 月）
<p>写真管理基準</p> <p>（適用範囲）</p> <p>1．この写真管理基準は、土木工事施工管理基準 7 に定める土木工事の工事写真（電子媒体によるものを含む）の撮影に適用する。</p> <p>（工事写真の分類）</p> <p>2．工事写真は次のように分類する。</p> <div style="margin-left: 40px;">  </div> <p>（工事写真の撮影基準）</p> <p>3．工事写真の撮影は以下の要領で行う。</p> <p>(1) 撮影頻度</p> <p>工事写真の撮影頻度は別紙撮影箇所一覧表に示すものとする。</p> <p>(2) 撮影方法</p> <p>写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。</p> <p style="margin-left: 40px;">工事名</p> <p style="margin-left: 40px;">工種等</p> <p style="margin-left: 40px;">測点（位置）</p>	<p>写真管理基準（案）</p> <p>1．総則</p> <p>1 - 1 適用範囲</p> <p>この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。</p> <p>なお、フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」による。</p> <p>1 - 2 工事写真の分類</p> <p>工事写真は以下のように分類する。</p> <div style="margin-left: 40px;">  </div> <p>2．撮影</p> <p>2 - 1 撮影頻度</p> <p>工事写真は、撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。</p> <p>2 - 2 撮影方法</p> <p>写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。</p> <p style="margin-left: 40px;">工事名</p> <p style="margin-left: 40px;">工種等</p> <p style="margin-left: 40px;">測点（位置）</p>

<p>設計寸法 実測寸法 略図</p> <p>小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。 また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。 なお、施工管理データを搭載したトータルステーションによる出来形管理を行う場合は、上記の ～ を省略しても良い。</p> <p>(写真の省略)</p> <p>4. 工事写真は次の場合に省略するものとする。</p> <p>(1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。</p> <p>(2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を細別ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。</p> <p>(3) 監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。</p> <p>(写真の色彩)</p> <p>5. 写真はカラーとする。</p> <p>(写真の大きさ)</p> <p>6. 写真の大きさは、サービサイズ程度とする。ただし、次の場合は別の大きさとすることができる。</p> <p>(1) 着手前、完成写真等はキャピネ版又はパノラマ写真(つなぎ写真可)とすることができる。</p> <p>(2) 監督職員が指示するものは、その指示した大きさとする。</p>	<p>設計寸法 実測寸法 略図</p> <p>小黒板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準」に規定する真情報(写真管理項目-施工管理値)に必要事項を記入し、整理する。 また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。</p> <p>2 - 3 情報化施工</p> <p>「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」(平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号)による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮頻度及び撮影方法は同要領の規定による。</p> <p>2 - 4 写真の省略</p> <p>工事写真は以下の場合に省略するものとする。</p> <p>(1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。</p> <p>(2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。</p> <p>(3) 監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真撮影を省略するものとする。</p> <p>2 - 5 写真の編集等</p> <p>写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。</p> <p>2 - 6 撮影の仕様</p> <p>写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。</p> <p>(1) 写真はカラーとする。</p> <p>(2) 有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。縦横比は3:4程とする。 (100万画素程度～300万画素程度=1,200×900程度～2,000×1,500程度)</p>
---	--

(工事写真帳の大きさ)

7. 工事写真帳は、4切版のフリーアルバム又はA4版とする。

(工事写真の提出部数及び形式)

8. 工事写真の提出部数及び形式は次によるものとする。

- (1) 工事写真として、工事写真帳と原本を工事完成時に各1部提出する。
- (2) 原本としては、ネガ(APSの場合はカートリッジフィルム)または電子媒体とする。

(工事写真の整理方法)

9. 工事写真の整理方法は次によるものとする。

- (1) 工事写真の原本をネガで提出する場合は密着写真とともにネガアルバムに、撮影内容等がわかるように整理し提出する。APSのカートリッジフィルムで提出する場合はカートリッジフィルム内の撮影内容がわかるように明示し、インデックス・プリントとともに提出する。
- (2) 工事写真帳の整理については、工種毎に別紙撮影箇所一覧表の提出頻度を示すものを標準とする。

なお、提出頻度とは請負者が撮影頻度に基づき撮影した工事写真のうち、工事写真帳として貼付整理し提出する枚数を示したものである。

- (3) 電子媒体での提出で、監督職員の承諾があれば工事写真帳の提出を省略できる。
- (4) 撮影頻度で撮影した写真は、検査時にすぐに提示ができるようプリントアウトしておくか、パソコンで確認できるような体制をとること。

(電子媒体に記録する工事写真)

10. 電子媒体に記録する工事写真の属性情報等については、「デジタル写真管理情報基準(案)」によるものとする。

(留意事項等)

11. 別紙撮影箇所一覧表の適用について、次の事項を留意するものとする。

- (1) 撮影項目、撮影頻度等が工事内容により不適切な場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
- (2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。

2-7 撮影の留意事項

撮影箇所一覧表の適用について、以下の事項を留意するものとする。

- (1) 「撮影項目」「撮影頻度」等が工事内容により不適切な場合は、監督職員の示により追加、削減するものとする。
- (2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。

<p>(3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。</p> <p>(4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図等をアルバムに添付する。</p> <p>(5) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督職員の承諾を得て取り扱いを定めるものとする。</p> <p>（その他）</p> <p>12．用語の定義</p> <p>(1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所を示すもので、監督職員の承諾した箇所をいう。</p> <p>(2) 適宜提出とは、監督職員が指示した箇所を提出することをいう。</p> <p>(3) 提出頻度の不要とは、原本は提出するが、工事写真帳として貼付整理し提出する必要がないことをいう。</p>	<p>(3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。</p> <p>(4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平図、凡例図、構造図など）を参考図として作成する。</p> <p>(5) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督職員と写真管理項目を協議うえ取り扱いを定めるものとする。</p> <p>3．整理提出</p> <p>撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し監督職員に提出するものとする。</p> <p>写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法（各種仕様）は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。</p> <p>（デジタル写真管理情報基準の写真管理項目にある「提出頻度写真」とは撮影箇所一覧表の「整理条件」に該当する写真をいう。</p> <p>なお、電子媒体で提出しない場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」による。</p> <p>4．その他</p> <p>撮影箇所一覧表の用語の定義</p> <p>(1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所での仕様が確認できる箇所をいう。</p> <p>(2) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数ことをいう。</p> <p>(3) 不要とは、デジタル写真管理情報基準の写真管理項目にある「提出頻度写真に該当しないことをいう。</p> <p>別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」</p> <p>1．総則</p> <p>1-1 適用範囲</p> <p>この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事による管理（フィルムカメラを使</p>
---	---

用した撮影～提出)に適用する。

1 - 2 工事写真の分類

工事写真は以下のように分類する。

2 . 撮影

2 - 1 撮影頻度

工事写真は、写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。

2 - 2 撮影方法

写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。

工事名

工種等

測点(位置)

設計寸法

実測寸法

略図

小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。

また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

2 - 3 情報化施工

「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」(平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号)による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は同要領の規定による。

2 - 4 写真の省略

工事写真は以下の場合に省略するものとする。

- (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。
- (3) 監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真撮影を省略するものとする。

2 - 5 撮影の仕様

写真の色彩や大きさは以下のとおりとする。

- (1) 写真はカラーとする。
- (2) 写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。ただし、監督職員が指示すものは、その指示した大きさとする。

2 - 6 留意事項

写真管理基準（案）の撮影箇所一覧表の適用について、以下の事項を留意するものとする。

- (1) 「撮影項目」「撮影頻度」等が工事内容により不適切な場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
- (2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。
- (3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
- (4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など）を参考図として作成する。
- (5) 写真管理基準（案）の撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督職員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。

3 . 整理提出

工事写真として、撮影写真の原本及び工事写真帳を各1部提出するものとし、その整理方法等は

以下によるものとする。

(1) 撮影写真の原本

撮影写真の原本とは、写真管理基準（案）の撮影箇所一覧表「撮影頻度」に基づいて撮影した写真のネガをいい、密着写真とともに撮影内容がわかるようにネガアルバムに整理し提出するものとする。

(2) 工事写真帳

工事写真帳は、写真管理基準（案）の撮影箇所一覧表「撮影頻度」に基づいて撮影した写真のうち、「整理条件」に示す写真をアルバム等に整理したものをいい、工事写真帳の大きさは、4切版又はA4版とする。

4. その他

写真管理基準（案）撮影箇所一覧表の用語の定義

(1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所でその仕様が確認できる箇所をいう。

(2) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数ことをいう。

(3) 不要とは、工事写真帳として貼付整理し提出する必要があることをいう。

写真管理基準新旧対照表【品質管理】

番号	工 種	現行(平成23年)				改訂(平成25年10月)			
		写真管理項目			摘 要	写真管理項目			摘 要
		撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
8	アスファルト舗装 (プラント)	粒度 アスファルト量抽出 粒度分析試 温度測定	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要		粒度 アスファルト量抽出 粒度分析試 温度測定 水浸ホイールラッキング試験 ホイールラッキング試験 ラベリング試験	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要	
10	グースアスファルト舗装 (プラント)	貫入試験40℃ リュエル流動性試験240℃ ホイールラッキング試験 曲げ試験 粒度 アスファルト量抽出 粒度分析試 温度測定	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要		貫入試験40℃ リュエル流動性試験240℃ ホイールラッキング試験 曲げ試験 粒度 アスファルト量抽出 粒度分析試 温度測定	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要	
	グースアスファルト舗装 (舗設現場)					温度測定	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要	
28	排水性舗装工・透水性舗装工 (プラント)	粒度 アスファルト量抽出 粒度分析試 温度測定	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要		粒度 アスファルト量抽出 粒度分析試 温度測定 水浸ホイールラッキング試験 ホイールラッキング試験 ラベリング試験 カンタブロ試験	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要	
29	プラント再生舗装工 (プラント)	粒度 再生アスファルト量	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要		粒度 再生アスファルト量 水浸ホイールラッキング試験 ホイールラッキング試験 ラベリング試験	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要	

写真管理基準新旧対照表【第1編 共通編／第3編 土木工事共通編】

工 種	現行(平成23年)						改訂(平成25年10月)												
	編	章	節	条	枝番	写真管理項目	摘要	編	章	節	条	枝番	写真管理項目	摘要					
															撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	撮影項目	撮影頻度[時期]
掘削工	1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2		土質等の判別	代表箇所各1枚	1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2		土質等の判別	代表箇所各1枚					
						地質が変わる毎に1回 [掘削中]							地質が変わる毎に1回 [掘削中]			法長	法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所 に1回 [掘削後]	200m又は1施工箇所 に1回 [掘削後]
						200m又は1施工箇所 に1回 [掘削後]							200m又は1施工箇所 に1回 [掘削後]				「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」による 1工事1回 [掘削後]	・出来映えの撮影 ・TSの設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況がわかるように撮影	
盛土工	1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3		巻出し厚	代表箇所各1枚	1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2		巻出し厚	代表箇所各1枚					
						200mに1回 [巻出し時]							200mに1回 [巻出し時]			縮固め状況	縮固め状況	転圧機械又は地質が変わる 毎に1回 [縮固め時]	転圧機械又は地質が変わる 毎に1回 [縮固め時]
						法長幅							法長幅 ※右のいずれかで撮影する。			200m又は1施工箇所 に1回 [施工後]	200m又は1施工箇所 に1回 [施工後]	「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」による 1工事1回 [施工後]	・出来映えの撮影 ・TSの設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況がわかるように撮影
掘削工	1 共通編	2 土工	4 道路土工	2		土質等の判別	代表箇所各1枚	1 共通編	2 土工	4 道路土工	2		土質等の判別	代表箇所各1枚					
						地質が変わる毎に1回 [掘削中]							地質が変わる毎に1回 [掘削中]			法長	法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所 に1回 [掘削後]	200m又は1施工箇所 に1回 [掘削後]
						200m又は1施工箇所 に1回 [掘削後]							200m又は1施工箇所 に1回 [掘削後]				「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」による 1工事1回 [掘削後]	・出来映えの撮影 ・TSの設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況がわかるように撮影	

工 種	現行(平成23年)							改訂(平成25年10月)										
	編	章	節	条	枝番	写真管理項目			摘 要	編	章	節	条	枝番	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度							撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
路体盛土工 路床盛土工	1 共通編	2 土工	4 道路土工	3		巻出し厚	200mに1回 [巻出し時]	代表箇所 各1枚		1 共通編	2 土工	4 道路土工	2		巻出し厚	200mに1回 [巻出し時]	代表箇所 各1枚	出来映えの撮影 ・TSの設置状況 と出来形計測対象 点上のプリズムの 設置状況がわかる ように撮影
					締固め状況	転圧機械又は地質 が変わる毎に1回 [締固め時]									締固め状況	転圧機械又は地質 が変わる毎に1回 [締固め時]		
					法長 幅	200m又は1施工箇 所に1回[施工後]									法長幅 ※右のいずれか で撮影する。	200m又は1施工箇 所に1回[施工後]		
盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁 工法) (多数アンカー式補強土 工法) (ジオテキスタイルを用いた 補強土工法)										3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工	3		高さ 鉛直度	120m又は1施工箇 所に1回[施工後]	代表箇所 各1枚	